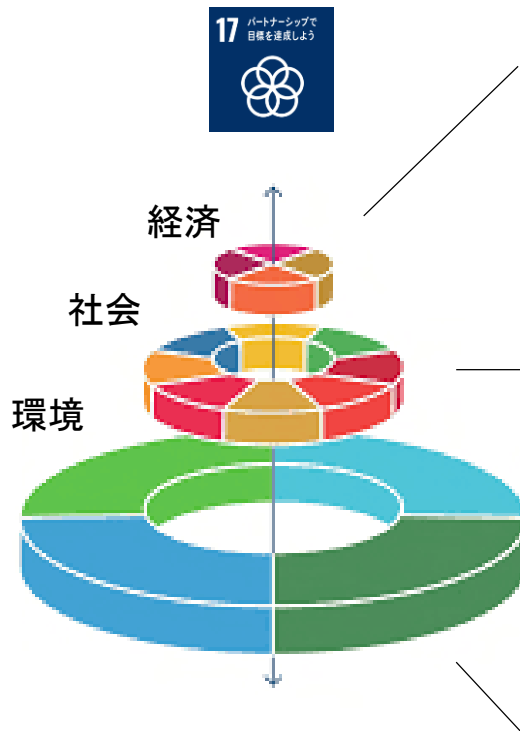


環境影響評価技術指針の主な改定の内容

事業者が計画策定にあたって配慮を検討すべき「環境配慮事項」に、革新的技術の導入や食品ロス・プラスチックごみ対策などSDGsの達成に資する取組を追加します。

太字：今回の改定で追加する内容



SDGsのゴールと経済・社会・環境の関係図(環境基本計画より)

SDGsのゴール			環境配慮事項
8		経済成長	○ 革新的技術の導入 など
9		イノベーション	
12		消費と生産	○ 3Rの推進 ○ 食品ロス・プラごみ対策 など
3		健康と福祉	○ 大気汚染・騒音等の影響回避・低減 ○ 人工排熱の低減・ クールスポット等の創出 によるヒートアイランド対策 ○ 高齢者や障がいのある人を含む 歩行者等の交通安全 ○ 自転車利用の促進、次世代自動車の導入 など
4		質の高い教育	○ 生物多様性の保全・普及啓発 ○ 自然とのふれあい活動の場の保全・ 創出 など
7		エネルギー	○ 省エネの推進、 地中熱の利用等 再エネの導入 ○ 次世代エネルギー(水素・燃料電池等)の導入、再エネ調達 ○ デジタル技術を活用した エネルギー消費の一元的管理等による合理化 など
11		住み続けられるまちづくり	○ 地域の環境計画との整合 ○ 位置・規模・形状等の適正化による環境影響の回避・低減 ○ 交通アクセスの確保、公共交通機関の利用促進等の交通量抑制 ○ 良好な都市景観・ 夜間景観 の形成 など
6		安全な水	○ 地下水・河川・海域等の保全 ○ 雨水の有効利用、貯留浸透等の保全 など
13		気候変動対策	○ 建築物の外皮性能の向上 ○ 国産木材の利用 ○ 自立・分散型エネルギーシステムの導入や浸水対策による強靱化 など
14		海の豊かさ	○ プラごみ対策 ○ 河川・海域の保全
15		陸の豊かさ	○ 自然とのふれあい活動の場の保全・ 創出 ○ 生物多様性の保全 など